

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第79号 公金事務の委託……………（政策戦略課）…2

公 告

- 公告第34号 予防接種の実施……………（保健推進課）…2

監 査 委 員

- 公表第9号 定期監査の結果の報告……………11
- 公表第10号 財政援助団体等監査の結果の報告……………11
- 公表第11号 財政援助団体等監査の結果に基づく措置の通知
……………12

農 業 委 員 会

- 公告第6号 農業委員会定例総会の招集……………12

公 営 企 業

- 公告第14号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………12
- 公告第15号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………12
- 公告第16号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………12
- 公告第17号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………12
- 公告第18号 宇治市排水設備指定工事事業者の指定……………12
- 公告第19号 宇治市排水設備指定工事事業者の指定……………13

告示

宇治市告示第79号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
大阪ガス株式会社
大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号
2 委託事務
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納
3 指定日

令和6年6月25日

4 委託日

令和6年6月25日

5 委託期間

令和6年6月25日から令和7年3月31日まで

公告

宇治市公告第34号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、令和6年度におけるA類疾病予防接種について次のとおり公告します。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

1. 定期予防接種

Table with columns: 種目, 対象年齢※a, 回数, 標準的な接種方法, 時期, 場所. Rows include BCG, Hib, 小児用肺炎球菌, B型肝炎, ロタウイルス, 5種混合, 4種混合, 3種混合.

不活化ポリオ (IPV) ※7	生後2か月以上 90か月未満	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。	
		追加	1回	初回（3回目）の終了後、12から18か月までの間隔をおいて接種。	
麻しん風しん混合 (MR)	生後12か月以上 24か月未満 小学校就学前の1年間 <small>昭和37年4月2日から昭和54年3月1日までの間に生まれた男性 ※8</small>	1期	1回		
		2期	1回		
		5期	1回		
水痘	生後12か月以上36か月未満		2回	生後12から15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6から12か月までの間隔をおいて2回目を接種。	
日本脳炎 ※9	生後36か月以上 90か月未満 標準年齢※b 9歳以上13歳未満	1期	初回	2回	各回の間は6から28日までの間隔をおいて接種。
			追加	1回	初回（2回目）の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。
		2期	1回		
2種混合 (DT) ※10	11歳以上 13歳未満	2期 (ジフテリア・破傷風)	1回		
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防) ※11	(定期接種対象者) 小学校6年生から高校1年生相当までの女子 (標準的な接種期間) 中学校1年生の間 (キャッチアップ接種対象者) 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子		3回	【標準的な接種方法】 サーバリックス (2価) 1か月間隔をおいて2回目接種後、初回接種から6か月後に接種。 ガーダシル (4価)、シルガード9 (9価) 2か月の間隔をおいて2回目接種後、初回接種から6か月後に接種。	

2. BCG実施日程

会場：健やかセンター（うじ安心館内）等

※令和6年11月以降、うじ安心館工事のため、会場変更予定です。

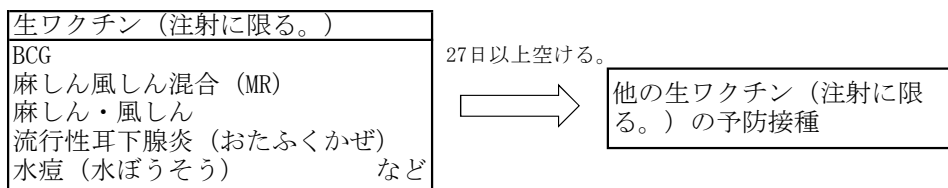
受付時間：午後1時15分から午後2時25分まで

整理番号札を会場で配布します。

誕生年月	推奨月	日程		
令和5年10月生	令和6年4月	16日 (火)	19日 (金)	22日 (月)
11月生	5月	17日 (金)	24日 (金)	27日 (月)
12月生	6月	11日 (火)	14日 (金)	17日 (月)
令和6年1月生	7月	16日 (火)	17日 (水)	19日 (金)
2月生	8月	6日 (火)	27日 (火)	28日 (水)
3月生	9月	6日 (金)	9日 (月)	10日 (火)
4月生	10月	23日 (水)	24日 (木)	28日 (月)
5月生	11月	5日 (火)	25日 (月)	
6月生	12月	4日 (水)	11日 (水)	
7月生	令和7年1月	27日 (月)	28日 (火)	
8月生	2月	3日 (月)	12日 (水)	
9月生	3月	11日 (火)	17日 (月)	

3. 異なる種類のワクチンの接種間隔

生ワクチン（注射に限る。）の次に他の生ワクチン（注射に限る。）を接種するときは27日以上空けます。それ以外は間隔を空ける必要はありません。



※問合せ先：ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外・・・保健推進課
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・・・・健康づくり推進課

※a対象年齢・・・法律で定められた接種年齢。

※b標準年齢・・・国が接種を奨める望ましい年齢（詳しくは親子（母子）健康手帳又は予防接種手帳をご覧ください。）

（注）対象年齢や接種期間等、決められた留意事項をお守りください。定期予防接種を対象年齢・接種期間以外で接種された場合、任意接種としての取扱いになり、自己負担になりますのでご了承ください。

※1 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目又は3回目）の接種を終了せずに、生後12か月を超えた場合は、初回（2回目又は3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後27日間（医師が認める場合は20日間）以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※2 生後2か月以上7か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種が、生後12か月を超えた場合は、初回（3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※3 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種を終了せずに、生後24か月を超えた場合は、初回（2回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※4 初回接種については、生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とします。また、原則として同一ワクチンを複数回（2回又は3回）接種してください。

※5 5種混合ワクチンは、4種混合とヒブを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、5種混合ワクチンを接種しましょう。

※6 4種混合ワクチンは、3種混合と不活化ポリオを合わせたワクチンです。5種混合で接種を開始された方は、接種の必要はありません。

※7 4種混合ワクチンは、不活化ポリオワクチンが含まれています。4種混合ワクチンで接種を開始された方は、不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。

※8 平成31年2月の予防接種法施行令の改正により、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性で、事前に抗体検査を受けた結果「陰性」となった場合は、令和7年3月31日までの間に限り、麻しん風しん混合ワクチンを無料で接種することができます。

※9 平成25年4月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた人）は、20歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種することができます。

※10 5種混合ワクチン、4種混合ワクチン又は3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

※11 令和4年4月の法改正にて、ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた人）は令和7年の3月31日までの間に定期接種として、不足分ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンを無料で接種することができます。

※長期にわたる疾病等のために定期予防接種を受けることができなかった者に対する機会の確保について
定期予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別な事情により、定期予防接種を受けることができなかったと認められる場合、当該特別な事情がなくなった日から2年以内（上限年齢あり）に定期予防接種として接種することができます。

令和6年度 予防接種協力医療機関

【宇治市】

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	*実施種目(定期)															
					ヒブ/肺炎球菌	B	ロタ	5	4	3	水	麻	麻風	水	2	HPV				
あさくら診療所	611-0033	大久保町山ノ内19-1	46-5151	46-5207				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
浅妻医院	611-0044	伊勢田町名木3-1-30	44-0888	46-3253	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
あべじゅん婦人科	611-0013	菟道荒嶺1-50	46-8639	46-8445																●
いかだ医院	611-0014	明星町2-9-83	23-1736	22-6334	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いしのこどもクリニック	611-0001	六地藏奈良町74-1 パデシオン六地藏 サ・ミッドモール2階	38-5200	38-5201	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小児科いしはクリニック	611-0003	平尾台4-5-2	38-1617	38-1645	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いちのはしクリニック	611-0111	五ヶ庄折坂56-1-1F	31-1115	31-1118	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
今林医院	611-0042	小倉町西浦88-39	21-4522	21-8268	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
植田医院	611-0042	小倉町南浦18-122	21-6111	21-6222																●
上田診療所	611-0013	菟道平町17	22-7586	22-7585	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上山吉岡医院	611-0033	大久保町上ノ山21-1	43-4181	45-2760	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇治武田病院	611-0021	宇治里尻36-26	25-2500	25-2353	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇治徳洲会病院	611-0041	槇島町石橋145	20-1111	20-2336	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇治徳洲会在宅クリニック	611-0041	槇島町石橋63	81-0220	81-0225	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇田医院	611-0021	宇治式番48-1	23-2166	24-6632	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
おうぼく駅前内科クリニック	611-0011	五ヶ庄新開11-29・18	33-2828	33-2788	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石医院	611-0002	木幡陣ノ内20	31-8354	33-5834																●
大石木幡医院	611-0002	木幡大瀬戸46	33-0306	33-4031	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石三室戸医院	611-0013	菟道荒嶺28-3	24-0306	24-3626	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小田部小児科内科医院	611-0001	六地藏町並32	32-6205	33-4796	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
おやいづ医院	611-0043	伊勢田町南山52-6	41-6013	41-6013	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
かどさか内科クリニック	611-0003	平尾台4-3-2	31-1077	31-1087																●
こいずみ医院	611-0027	羽拍子町82-1	48-1240	48-1241																●
こうどう小児科	611-0013	菟道西牟上り4-23	33-8886	38-2301	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小山医院	611-0002	木幡御蔵山39-602	31-5455	33-3755	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小山内科医院	611-0033	大久保町北の山24-1 ホクニュービル4階	46-3211	46-3030																●